

徳島市学校給食調理業務民間委託
についての提言書

令和2年1月

徳島市学校給食調理業務民間委託検討委員会

はじめに

徳島市における学校給食のあり方を検討するため、令和元年5月に有識者、学校関係者、PTA代表等9人で組織する「徳島市学校給食調理業務民間委託検討委員会」を設置した。(以下「検討委員会」という。)

学校給食の運営については、昭和60年1月文部省体育局長(現・文部科学省)から「学校給食業務の運営の合理化について」が、各都道府県教育委員会教育長あてに通知された。この中で、学校給食業務の運営について、地域の実状等に応じた適切な方法により合理化を推進するよう指針が示された。この指針に基づき、全国的に学校給食業務のうち、調理、食器洗浄業務の外部委託は、平成30年度文部科学省調査では50%を超えている。

また、本市では厳しい財政状況が続く中、行政運営にあたっては「民間で出来るものは民間へ委ねる」という方針に基づき、以前から学校給食調理員(以下「調理員」という。)の退職による欠員についての新たな採用は行わないものとなっている。そのため、調理員の欠員については臨時調理員を雇用することにより対応を行っているが、その比率は年々高くなってきている。

こうしたことから、検討委員会では、今後も安心して安全な学校給食を安定的に提供し、また、より効率的な給食調理業務等の運営が求められていることから、一つの方策として学校給食調理業務の一部民間委託について、学校給食の安全性と衛生管理が確保されることを前提に、委託した場合のメリット・デメリット、委託する業務の選定、開始年度及び対象校の検討、委託事業者の選定方法、保護者等への周知の他、様々な課題について検討を行った。

また、参考として四国県都3市と小松島市及び人口10万人から30万人程度の都市を対象に外部委託の調査等を行ってきた。

私たち委員一同は、学校給食調理業務民間委託のあり方について、学校給食が持つ教育的意義や質の低下を招くことなく円滑に運営するための方策について、次のとおり提言するものである。

目 次

1	学校給食の今後について	1
	現状と課題	1～3
2	先進地の委託状況	4
3	民間委託のメリット・デメリット	4
4	検討内容	5～8
	(1) 学校給食の提供方法について	5
	(2) 献立の作成について	5
	(3) 食物アレルギー食への対応について	5
	(4) 食材料の購入について	5
	(5) 食育の推進について	5
	(6) 委託校の選定について	5
	(7) 委託する業務の範囲について	6～7
	(8) 受託業者の選定方法について	7
	(9) 児童・生徒、保護者の声の反映について	7
	(10) 安全・衛生管理の徹底について	7
	(11) 経費削減効果について	8
	(12) 委託開始年度について	8
5	検討結果（まとめ）	9
	徳島市学校給食調理業務民間委託検討委員会設置要綱	10
	徳島市学校給食調理業務民間委託検討委員会名簿	11

1 学校給食の今後について

学校給食は、児童・生徒に栄養バランスのとれた食事を提供することにより、健康の保持増進を図るとともに、食に関する正しい理解と適切な判断力を養うことを目的に、学校教育活動の一環として実施されてきた。

近年、子どもたちを取り巻く社会情勢や食生活環境が大きく変化し、豊かな食生活を享受する一方、栄養のバランス、食品の安全性、食事のあり方など多くの問題点が見られ、食に起因する健康課題の増加が指摘されている。これらの課題を解決するためには、家庭、学校、行政がこれまで以上に連携して、食育を推進することが必要である。

また、学校給食においては、献立内容の充実、安全な食材料の使用、食物アレルギーのある児童生徒へのよりきめ細かい対応及び安全や衛生管理の徹底にあたるほか、給食施設・設備の老朽化に伴う改修、調理機器類の修繕や買い換えなどが課題となっている。

一方、厳しい財政状況が続く中、「徳島市行財政改革推進プラン2018」では、学校給食調理業務の一部外部委託について検討をするとしている。

学校給食調理業務の民間委託の実施にあたっては、給食運営、充実した給食内容及び徹底した衛生管理面において、学校給食の質の担保を前提とした業務の効率化を図るとともに、児童・生徒、保護者から信頼される学校給食になるよう検討していく必要があると考える。

■ 現状

徳島市の学校給食は、小学校30校、中学校15校に完全給食を提供している。但し、1小学校1中学校は親子方式であるため、44校に調理室を配備する単独調理場方式である。

食数については、【表1】のとおりである。

【表1】食数

(令和元年5月1日現在)

	児童・生徒数	職員数	計
小学校児童数(人)	11,716	931	12,647
中学校生徒数(人)	5,467	507	5,974
計(人)	17,183	1,438	18,621

また、市内の小・中学校別の食数は、3ページの【表2】のとおりである。

調理員の配置については、昭和35年12月文部省（現:文部科学省）通達「学校給食に従事する職員の定数確保及び身分安定について」を基本に配置している。

これまでの間、他部局から40名あまりの職員の受け入れを行うなどの対応を行ってきたが、平成25年度以降正規調理員の欠員が生じており、令和元年度には18人の欠員となっている。今後も退職者による欠員の増加が見込まれる。

■ 課題

令和元年度からの調理員数と必要数は、【表3】のとおりである。

調理員の欠員数については、臨時調理員やパート調理員を雇用するなどの対応を講じてきたが、臨時調理員の募集を行っても応募希望者が非常に少なく対応に苦慮している。

このように年々欠員が増加する中、安全で安心な学校給食を安定的に提供するためには、調理員の必要数を確保することが必要である。

【表3】 調理員数と必要数

	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
調理員必要数(人)	131	131	133	131	131
年度当初調理員数(人)	113	109	106	103	97
欠員数(人)	18	22	27	28	34

【表2】学校別食数

学校名	対象人員) (人)		
	児童生徒数	教職員数	計
内町小学校	271	23	294
新町小学校	120	17	137
佐古小学校	536	41	577
富田小学校	265	24	289
福島小学校	472	39	511
城東小学校	354	30	384
助任小学校	923	56	979
津田小学校	592	43	635
昭和小学校	442	33	475
沖洲小学校	553	43	596
加茂名小学校	394	34	428
加茂名南小学校	595	43	638
八万小学校	699	49	748
八万南小学校	578	41	619
千松小学校	857	56	913
大松小学校	389	30	419
論田小学校	384	29	413
方上小学校	177	16	193
宮井小学校	102	17	119
洪野小学校	259	22	281
不動小学校	52	15	67
上八万小学校	292	25	317
一宮小学校	55	14	69
入田小学校	58	14	72
川内北小学校	629	44	673
川内南小学校	222	22	244
応神小学校	204	19	223
国府小学校	732	50	782
北井上小学校	135	15	150
南井上小学校	375	27	402
合計	11716	931	12647

学校名	対象人員) (人)		
	児童生徒数	教職員数	計
徳島中学校	479	42	521
城西中学校	641	49	690
富田中学校	391	37	428
城東中学校	667	56	723
津田中学校	305	29	334
加茂名中学校	440	45	485
八万中学校	575	44	619
南部中学校	638	51	689
不動中学校	32	18	50
上八万中学校	153	19	172
入田中学校	20	11	31
川内中学校	419	36	455
応神中学校	86	14	100
国府中学校	530	41	571
北井上中学校	91	15	106
合計	5467	507	5974

(R元年5月1日現在)

2 先進地の委託状況

平成30年度に、四国県都3市を含む人口10万人～30万人程度の26市を対象に、外部委託の調査を実施したところ、1市以外の25市から回答が得られた。

外部委託については、25市が実施しており、開始年度の早い自治体は平成7年度より順次外部委託を実施している。

外部委託を実施した理由については、行政改革（財政健全化計画）の一環として、経費削減を目的としている他、民間事業者の専門的な技術、知識等のノウハウを活用した学校給食の充実・多様化（行政サービスの向上）等が多く挙げられていた。

また、新たに中学校給食を開始するにあたり、デリバリー方式により外部委託を導入した自治体や、給食センター新規開設にあたり委託の方がコスト軽減が図られると考え、外部委託を導入した自治体もあった。

外部委託を実施している自治体の単独調理場方式では、調理、配缶、洗浄、残菜処理、その他附帯業務などを委託しており、共同調理場方式の場合は、さらに配送、回収業務が加わっている。

3 民間委託のメリット・デメリット

25市から回答のあった、民間委託を実施した中での主なメリット・デメリットは、【表4】のとおりである。

【表4】主なメリット・デメリット

メリット	デメリット
<ul style="list-style-type: none">➤ 経済効果があったと回答した市が25市の内、17市あった。➤ 調理員の労務管理や庶務的事務などが軽減された。➤ 調理員の欠員時の応援体制が確立している。常に適正な人員確保ができる。➤ 安全性や衛生管理が強化された。➤ 栄養教諭等の食育指導が充実できた。➤ 民間企業のノウハウを活用した工夫が行われた。➤ 調理従事者の研修が充実している。	<ul style="list-style-type: none">➤ 急な人の入れ替わりがあり、調理技術の浅い調理員が配置されることがある。➤ 光熱水使用量が増加傾向になった。➤ すべてをパート調理員で配置すると考えると外部委託の方が高くなった。➤ 委託業者の変更時、引継期間が短く人員も変わるため、スムーズな移行が困難な場合がある。➤ 業務を円滑に行うため、綿密な連絡や指示が必要である。 <p>【デメリットに対する対策】</p> <p>適正な業務が履行できる優良で信頼のおける受託業者を選定し、委託後の実効性のあるチェック体制の確立を行う。</p>

4 検討内容

本検討委員会では、次の項目内容の検討を行った。

(1) 学校給食の提供方法について

学校給食の民間委託にあたっては、徳島市の学校給食の良さを活かすため、単独調理場方式を継続し、委託校においては、学校の給食室及び設備や器具等を使用して、受託業者が調理・洗浄・清掃業務等を行うことが望ましい。

また、配膳については、配膳カウンターへクラスごとに配缶を行う作業までを受託業者が請け負い、子どもたちが各クラスにて配膳を行う流れとする。

(2) 献立の作成について

学校給食は学校教育活動の一環であり、献立は市教育委員会が作成し、同じ内容の給食を提供する小・中学校別の統一献立方式としており、民間委託後も小・中学校別の統一献立を継続する。民間委託校においては、市教育委員会が作成する献立表及びレシピに基づき、受託業者の業務責任者に指示を行うこととする。

(3) 食物アレルギー食への対応について

食物アレルギー対応については、市教育委員会の作成する「食物アレルギー除去食対応マニュアル」に基づき、除去食を提供する。

(4) 食材料の購入について

食材料は、安全で安心な食材や、地元の食材を安定的に供給することができる（公財）徳島市学校給食会から従来通り購入する。

(5) 食育の推進について

給食を活用した食に関する指導については、教育活動としての「食に関する指導」とし、これまでどおり給食の時間や授業中に学級担任や栄養教諭・学校栄養職員が行う。その他食育に関する活動についても継続実施する。

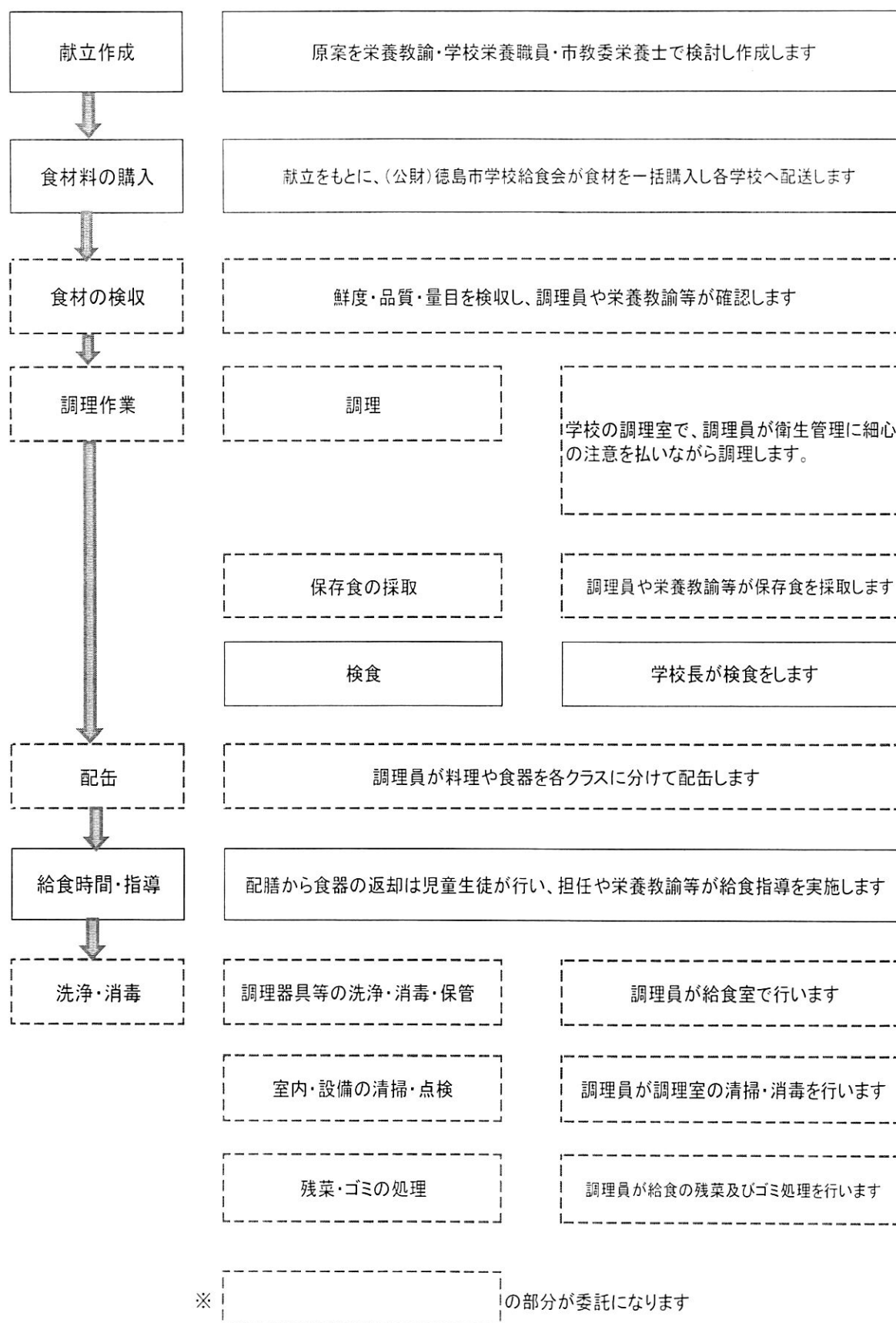
(6) 委託校の選定について

委託校の選定にあたっては、施設設備の状況、調理員配置人数及び欠員状況などを考慮し、当初は、小学校よりアレルギーを持つ生徒数が少なく、除去食の対象数が少ない中学校から委託校を選定する。

また、給食室と学校側の連携を円滑にするために、栄養教諭や学校栄養職員、食育リーダーである教諭に学校のコーディネーター的役割を担ってもらい、給食室との連携を図る。まずは、栄養教諭や学校栄養職員が在任する中学校から外部委託を実施する。

民間委託した場合の学校給食の流れ

フロー図



(7) 委託する業務の範囲について

委託する業務は、学校給食業務のうち食材料の検品・検収及び管理、調理作業、配缶、食器具等の洗浄・消毒、施設設備の清掃、残菜及びゴミの処理の他付随する業務等とする。

*フロー図 参照

(8) 受託業者の選定方法について

受託業者の選定は、公募型プロポーザル方式を採用し、有識者を含む委員で構成する「徳島市学校給食調理業務委託業者選定委員会（仮称）」が定めた「学校給食調理業委託業者提案要領（仮称）」に基づき実施する。

提案に際しての参加資格には、経営規模や業務履行能力等の基準を設け、その参加資格のすべての条件に適合している業者から提案を求める。

提案内容は、学校給食運営の考え方、安全や衛生管理の取組み等であり、業者選定委員会において提出された提案書を総合的に評価し、学校給食を理解しかつ業務を円滑に履行できる業者を選定する。

(9) 児童・生徒、保護者の声の反映について

保護者及び児童・生徒の声を学校給食に反映させ、給食の円滑な運営及び給食内容の充実を図るため、保護者対象の試食会や、アンケート等による検証を行う。また、学校・保護者・市教育委員会・受託業者間の連携を密にし、給食内容の充実や質の向上に努める。

(10) 安全・衛生管理の徹底について

受託業者は、学校給食衛生管理基準等の関係法令に基づき、食品の安全や衛生管理に留意しながら給食調理業務を実施する。また、受託業者は、調理従事者の定期的な健康診断や、1ヶ月に2回以上の検便検査及び決められた時期にノロウイルス検査を実施する。その結果を市教育委員会及び各学校はその都度報告を求め、調理従事者の衛生管理面の確認を行う。

また、受託業者は、調理及び食品の取り扱いが安全で衛生的、かつ適切に行われ、学校給食の目的を十分に理解し、児童・生徒の健やかな成長に資することができるように、調理従事者に対して徹底した研修を実施するとともに、研修実施報告書を市教育委員会及び学校に提出することとする。

(1) 経費削減効果について

中～大規模校（食数が概ね500食以上）である、中学校8校を令和3年度より民間委託を開始すると、経費の概算は、【表5】のとおりである。

※令和3年度から実施した場合、初年度は、業務委託に係る経費が欠員分の人件費を上回るが、次年度以降については、徐々に経費削減の見通しとなっている。

【表5】 経費削減の概算

	R3年度	R4年度	R5年度
欠員数の該当校数 (校)	8校	8校	8校
業務委託に係る経費 (千円)	160,000	160,000	160,000
欠員分の人件費 (千円)	-148,000	-166,000	-190,000
消耗品等諸経費 (千円)	-5,000	-5,000	-5,000
係る経費の差金 (千円)	7,000	-11,000	-35,000

注) ・ 1校あたりの委託料は、20,000千円で試算。

- ・ 欠員分の人件費は、退職者による削減給与費と、業務委託により補充が不要になった臨時調理員の削減給与費を合わせた額である。
- ・ 消耗品等諸経費は、洗剤や消毒液、ビニール袋等の消耗品及び調理員の被服や衛生検査費等を含む金額である。

(2) 委託開始年度について

令和元年度に正規調理員18名の欠員を臨時調理員の雇用で対応する中、早急に外部委託を導入しなければ、安定的に給食を提供することに支障が生じることが予想される。

本検討委員会で民間委託への方向性が決定された後、令和2年度に「徳島市学校給食調理業務委託業者選定委員会(仮称)」にて民間委託業者の選考を考慮すると、最短で令和3年度から実施することが可能である。

5 検討結果（まとめ）

本検討委員会において、必要事項を検討した結果は以下のとおりである。

- (1) 食物アレルギーを持つ生徒の数が少なく、除去食対応食数の少ない中学校において、栄養教諭及び学校栄養職員の在任校で学校給食の民間委託を開始することが望ましい。
- (2) 開始年度は、最短で令和3年度から実施することが可能である。
- (3) 委託する業務については、給食調理業務のうち食材料の検品・検収及び管理、調理作業、配缶、食器具等の洗浄・消毒、施設設備の清掃、残菜及びゴミの処理の他付随する業務等とし、献立の作成、食材料の購入については従来どおり、市が責任を持って行うこと。
- (4) 委託業者の選定については、公募型プロポーザル方式が望ましい。「徳島市学校給食調理業務委託業者選定委員会（仮称）」にて選考方式等について検討をし、契約締結をすること。
- (5) 業務委託契約に当たっては、受託業者側が止むを得ない理由により給食調理業務の履行が継続できなくなった場合に備え、給食調理業務が履行できる業者を業務代行保証人として定めること。
- (6) 業務委託への方向性が示された時点で、学校や保護者等への説明周知について、保護者会等を通しての事前説明会やQ&A、実施内容に関する文書による周知等、可能な限り早い段階で実施すること。
- (7) 学校における、さまざまな行事や食育に関する取組みへの理解や積極的な協力を、受託業者の調理従事者へ求め、食育の推進を図ること。
- (8) 保護者及び児童・生徒の声を学校給食に反映させ、給食の円滑な運営及び給食内容の充実を図るため、保護者対象の試食会や、アンケート等による検証を行う。また、学校・保護者・市教育委員会・受託業者間の連携を密にし、給食内容の充実や質の向上に努めること。

徳島市学校給食調理業務民間委託検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 徳島市小中学校の学校給食調理業務の民間委託について協議検討するため、徳島市学校給食調理業務民間委託検討委員会（以下「検討委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 検討委員会は、事業者の選定に関し検討すると共に民間委託の方向性についても検討を行い、検討内容について教育長に報告する。

(組織)

第3条 検討委員会は、別表に定める委員をもって構成する。

(任期)

第4条 委員の任期は、この施行日から教育長に報告する日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 検討委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 副委員長は委員の内から委員長が指名する。

3 委員長は、会務を総理し、検討委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、委員長が招集し、議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

(会議の招集に関する特例)

第7条 最初に開催される会議については、第5条の規定に関わらず、教育長が招集するものとする。

(守秘義務)

第8条 委員は、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(資料提供その他の協力等)

第9条 検討委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係部局その他の者に対し、資料の提出、意見、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第10条 検討委員会の庶務は、教育委員会給食管理室において処理する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める

附則

この要綱は、平成31年4月23日から施行する。

学校給食調理業務民間委託検討委員会委員名

区 分	所 属 等
曾川 美佐子	四国大学生生活科学部管理栄養士養成課程教授
松村 晃子	公益社団法人 徳島県栄養士会理事
真鍋 紀子	徳島市大松小学校 学校長
前林 良典	徳島市上八万中学校 学校長
大杉 雅一	徳島市PTA小学校代表
浅樋 真一	徳島市PTA中学校代表
井上 圭三	徳島市教育委員会 次長
山尾 士朗	徳島市教育委員会 次長
浅野 典子	徳島市教育委員会 学校教育課 食育推進支援員

(敬省略)